

鹿屋市肉フェス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島黒牛の魅力及び「日本一和牛のふる里 かのや」を広く周知し、本市肉用牛生産を支援するため、予算の範囲内において和牛肉の試食提供等を行う和牛肉PRイベントを実施する者に対し、当該イベントで使用する和牛肉を提供する肉フェス事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 肉フェス事業 和牛肉PRイベントを実施する実施団体に対し、当該イベントで使用する和牛肉の提供を行う事業をいう。
- (2) 和牛肉 鹿児島黒牛の精肉をいう。
- (3) 和牛肉PRイベント 和牛肉の試食提供又は和牛肉を利用した調理、レシピ紹介等を行うイベントであって、和牛肉のPRに資するものをいう。
- (4) 実施団体 和牛肉PRイベントを実施する団体（市又は市が共催若しくは後援するイベントの実行委員会等）をいう。

(提供対象者)

第3条 和牛肉の提供の対象となる者は、実施団体とする。

(和牛肉の提供数量)

第4条 提供する和牛肉は、1和牛肉PRイベント当たり当該和牛肉の購入費10万円以内に相当する量を限度とする。ただし、和牛肉PRイベントの規模等を勘案し、市長が必要と認めるときは、1和牛肉PRイベント当たり当該和牛肉の購入費30万円以内に相当する量を限度とする。

(和牛肉の提供の申請)

第5条 和牛肉の提供を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に市長と協議した上で、鹿屋市肉フェス事業提供申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(和牛肉の提供決定通知)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、和牛肉を提供することが適当であると認めるときは、和牛肉の提供を決定し、その旨を鹿屋市肉

フェス事業提供決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

（和牛肉の提供の方法等）

第7条 市長は、前条の決定通知を受けた者（以下「提供決定者」という。）に対し、和牛肉を現物で提供するものとし、和牛肉PRイベントを行う会場へ納品する。

2 提供決定者は、前項の規定による和牛肉の納品があったときは、納品内容を確認し、鹿屋市肉フェス事業和牛肉受領書（別記第3号様式）を市長に提出する。

（完了報告）

第8条 前条第1項の規定による和牛肉の提供を受けた者は、和牛肉PRイベントが終了したときは、速やかに鹿屋市和牛肉PRイベント完了報告書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
団体名
代表者

鹿屋市肉フェス事業提供申請書

和牛肉PRイベントを実施するに当たって和牛肉の提供を受けたいので、下記のとおり、申請します。

記

和牛肉PRイベント名			
実施団体名			
担 当 者		連 絡 先	
和牛肉PRイベント会場			
参加予定人数		開催予定日	年 月 日
和牛肉必要数量			
和牛肉部位等			
使用用途			
そ の 他			

第2号様式（第6条関係）

第 年 月 日
号

様

鹿屋市長



鹿屋市肉フェス事業提供決定通知書

年 月 日付けで申請のあった和牛肉の提供申請については、下記のとおり和牛肉の提供を決定しました。

記

- 1 和牛肉PRイベント名
- 2 提供数量
- 3 提供部位等
- 4 その他

第3号様式（第7条関係）

鹿屋市肉フェス事業和牛肉受領書

年 月 日

鹿屋市長 様

実施団体 住 所
団 体 名
代表者名

受領者名 印
(署名又は記名押印)

年 月 日付け 第 号で提供決定を受けた和牛肉PRイベントにおける和牛肉の提供について、下記のとおり確かに受領しました。

記

和牛肉PRイベント名	
提 供 数 量	
提 供 部 位 等	
受 領 日	

第4号様式（第8条関係）

鹿屋市和牛肉PRイベント完了報告書

年 月 日

鹿屋市長 様

住 所
団体名
代表者

年 月 日付け 第 号で提供決定を受けた和牛肉PRイベントについて、下記のとおり完了したので報告します。

記

和牛肉PRイベント名			
実施団体名			
担 当 者		連 絡 先	
和牛肉PRイベント会場			
参 加 人 数		開 催 日	年 月 日
和牛肉使用数量			
和牛肉部位等			
使 用 用 途			
意 見 ・ 感 想 等			